

告 示 第 1 3 4 8 号

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和 7 年度市営住宅駐車場使用料納入通知書等作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

令和 7 年度市営住宅駐車場使用料納入通知書等作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により令和 7 年度市営住宅駐車場使用料納入通知書等作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札審査申請書その他の提出書類（以下「申請書等」という。）を提出してください。

記

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託契約

- (1) 令和 7 年度市営住宅駐車場使用料納入通知書等（コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク及びスマートフォン決済アプリケーションでの収納に対応したもの）の作成
- (2) 納入通知書等用紙へのデータ印刷
- (3) 指定金融機関、コンビニ収納代行サービス、マルチペイメントネットワーク及びスマートフォン決済アプリケーションによる納付に係る確認支援
- (4) 印刷済み納入通知書等の封入封かん作業

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本委託業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。

- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 令和4年度以降に、コンビニエンスストアでの収納に対応した税金、公共料金等の納付書（コンビニエンスストア収納用バーコードGS1-128を使用したもの）の作成及び封入封かん業務を行った実績があり、これらを全て誠実に履行していること。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。
- (11) 契約後、この業務を適確に処理できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 交付及び受付期間
公告日から令和6年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 交付及び受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (3) 交付及び受付場所
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市建設局建築部住宅課（東別館4階）
電話 099-216-1362

4 提出書類

- (1) 提出書類
次に掲げる書類を各1部提出

- ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
- イ 会社概要書（様式あり）
- ウ 商業登記簿謄本
- エ 市税に滞納がないことの証明書（令和6年10月1日以降に発行されたもの。写しでも可）
- オ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- カ 直近1期分の財務諸表
- キ プライバシーマーク制度認証又はISMS適合性評価制度認証の取得を証明する書類（写しでも可）
- ク コンビニエンスストアでの収納に対応した税金、公共料金等の納付書の作成及び封入封かん業務受託実績（様式あり）

(2) その他

- ア 申請書等は、提出日現在で作成すること。
- イ 公告日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、(1)のウ、オ及びカの書類の提出を省略することができる。
- ウ 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- エ 提出された申請書等は、返却しない。
- オ 申請書等の様式は、本市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) においても入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された申請書等により審査し、その結果は令和6年11月19日（火）までに通知する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

- (1) 本契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和6年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市建設局建築部住宅課において閲覧に供する。なお、本市ホームページにおいては公告日から令和6年11月8日（金）までの間、閲覧に供する。
- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。
 - ア 受付期間及び受付時間
公告日から令和6年11月6日（水）午後5時15分まで
 - イ 受付電子メールアドレス

juta-kanri@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に関する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内の日から令和6年11月12日（火）までの間、本市のホームページ上に質問内容とその回答を掲載する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年11月26日（火）午後2時15分から

(2) 場所

鹿児島市役所別館4階401会議室

9 入札方法

(1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回までとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

(2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 開札の日時及び場所

即時開札とする。

1 3 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定において、くじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

1 5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課（東別館4階）

電話 099-216-1362（直通）

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

電子メール juta-kanri@city.kagoshima.lg.jp